

添付法令資料 4 :

システム上重要な銀行のための行動計画（リカバリープラン）に関する 2017 年  
4 月 4 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.14/POJK.03/2017（目次）  
同月 7 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 6 条）
- 第 2 章 行動計画（リカバリープラン）のガイドライン（第 7 条ないし第 9 条）
- 第 3 章 行動計画（リカバリープラン）の範囲（第 10 条）
  - 第 1 節 エグゼクティブ・サマリー（第 11 条）
  - 第 2 節 システム上重要な銀行の概要（第 12 条ないし第 17 条）
  - 第 3 節 回復オプション（リカバリーオプション）（第 18 条ないし第 27 条）
  - 第 4 節 行動計画（リカバリープラン）の表明（第 28 条）
- 第 4 章 行動計画（リカバリープラン）の実施、評価及び試験（ストレステスト）  
並びに更新（第 29 条ないし第 31 条）
- 第 5 章 行動計画（リカバリープラン）の提出（第 32 条ないし第 36 条）
- 第 6 章 資本的性質を有する借入れ又は投資に係る商品の義務の履行（第 37 条）
- 第 7 章 雑則（第 38 条）
- 第 8 章 制裁（第 39 条ないし第 42 条）
- 第 9 章 終則（第 43 条）